

名古屋市公報	平成29年 6月 7日 第1210号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規 則

- 市長代理順序規則の一部を改正する規則
(総務・行政改革推進室) (第74号) 5

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第344号) 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第345号) 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第346号) 12
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第347号) 15
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第348号) 16
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第349号) 17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第350号) 18
- 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課) (第351号) 20
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第352号) 21
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第353号) 22
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第354号) 23
- 建築協定への加入 (住都・建築指導課) (第355号) 24
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第356号) 25
- 名古屋市千音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・区画整理課) (第357号) 27
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第358号) 29
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
(環境・地域環境対策課) (第359号) 30

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第360号)	32
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第361号)	33
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・区画整理課)	(第362号)	35
○ 町の名称の変更について	(市経・住民課)	(第363号)	36
○ 地域冷暖房施設の整備計画の届出について	(住都・都市計画課)	(第364号)	37
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第365号)	38
○ 平成29年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について	(健福・保険年金課)	(第366号)	40
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について	(健福・保険年金課)	(第367号)	41
○ 副市長の任命について	(総務・人事課)	(第368号)	42
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第369号)	43
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第370号)	46

達

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	47
----------------------	--------------	--------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第17号)	49
○ 瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者の公募	(第18号)	50
○ 体育館指定管理者の公募	(第19号)	53
○ 名古屋市志段味スポーツランド指定管理者の公募	(第20号)	56
○ 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター指定管理者の公募	(第21号)	59
○ 名古屋市プール（温水プール）指定管理者の公募	(第22号)	62
○ 名古屋市プール（屋外冷水プール）指定管理者の公募	(第23号)	65

交 通 局 告 示

○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第5号)	68
---------------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	69
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	72
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	74

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	76
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	78
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	80
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(市経・地域商業課)	82

規 則 の あ ら ま し

○ 市長代理順序規則の一部を改正する規則

1 改正内容

堀場副市長及び伊東副市長の選任に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定による市長の職務を代理する副市長の順序を定めます。（第1条関係）

2 施行期日

平成29年 6月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市副市長担任意務規程の一部を改正する規程

1 改正内容

堀場副市長及び伊東副市長の選任に伴い、副市長の担任する事務を変更します。（第2条から第5条関係）

2 施行期日

平成29年 6月 1日から施行します。

市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第74号

市長代理順序規則の一部を改正する規則

市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改め、本則を第 2 条とし、同条に見出しとして「（市長の職務を代理する職員及びその順序）」を付し、同条の前に次の 1 条を加える。

（副市長の代理順序）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋市副市長 新開輝夫
- (2) 名古屋市副市長 堀場和夫
- (3) 名古屋市副市長 伊東恵美子

附 則

この規則は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 344号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
大野皮膚科クリニ ック	名古屋市西区香呑町 6丁目67番地	平成29年 4月 1日
かとうせんとよレ ディースクリニック	名古屋市中区金山一丁目13番18号	平成29年 4月 1日
長寿包括ケアクリ ニック	名古屋市昭和区滝川町31番地の48 の 2	平成29年 4月 1日
みずほホームケア クリニック	名古屋市熱田区新尾頭三丁目 1番 18号	平成29年 5月 1日
なががわ在宅クリ ニック	名古屋市中川区尾頭橋四丁目 8番 11号	平成29年 4月 1日

あさだ医院	名古屋市南区芝町41番地	平成29年 4月 1日
山田医院	名古屋市守山区西城二丁目 6番21号	平成29年 4月 1日
おがたファミリークリニック	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年 4月 1日
徳重整形外科クリニック	名古屋市緑区亀が洞一丁目1310番地	平成29年 4月 1日
マルモブレスト	名古屋市名東区本郷二丁目 124番地の 1	平成29年 4月 1日
山本歯科医院	名古屋市千種区内山二丁目14番 4号	平成29年 1月 1日
いしはら歯科クリニック	名古屋市千種区上野三丁目20番11号	平成29年 1月 1日
医療法人社団南翔会あまさぎ歯科クリニック	名古屋市西区菊井一丁目 2番 4号	平成29年 4月 1日
あさの歯科	名古屋市南区豊二丁目3409番地	平成29年 4月 1日
陽だまりの歯科	名古屋市緑区水広二丁目1016番地	平成29年 4月 1日
つぐみ歯科クリニック	名古屋市天白区平針二丁目1009番地	平成29年 4月 1日
徳川調剤薬局	名古屋市東区徳川二丁目12番 8号	平成29年 4月 1日
しょうなん調剤薬局元宮店	名古屋市昭和区元宮町 5丁目14番地の 3	平成29年 4月 1日
桜山調剤薬局	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 1番地の 2	平成29年 4月 1日

あおい薬局港店	名古屋市港区名四町 187番地の 2	平成29年 4月 1日
キョーワ薬局南大高店	名古屋市緑区南大高四丁目1815番地	平成29年 5月 1日
マイスター薬局いだか店	名古屋市名東区極楽二丁目19番地	平成29年 4月 1日
波の薬局	名古屋市名東区新宿二丁目15番地	平成29年 5月 1日
訪問看護ステーションみるもあ	名古屋市千種区豊年町 9番15号	平成29年 4月 1日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション中村	名古屋市中村区中村町 3丁目43番地	平成29年 4月 1日
テンハート訪問看護ステーション	名古屋市中区金山一丁目 7番 4号	平成29年 4月 7日
訪問看護ステーションエミサン	名古屋市中区上前津二丁目 6番 6号	平成29年 4月17日
エヌユー訪問看護ステーション	名古屋市昭和区福江一丁目19番 5号	平成29年 2月 1日
訪問看護ステーションかりん	名古屋市名東区大針二丁目 247番地	平成29年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 345号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	旧	松和病院
	新	富田病院
所 在 地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変 更 年 月 日	平成29年 7月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人岡本歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市北区柳原一丁目 2番 3号
	新	名古屋市北区柳原三丁目 1番 1号
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	スカイ調剤薬局東店
	新	キョーワ薬局百人町店
所 在 地	名古屋市東区百人町 109番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	スカイ調剤薬局金山店
	新	キョーワ薬局金山店
所 在 地	名古屋市熱田区金山町一丁目 9番地の 2	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	レモン調剤薬局尾頭橋店
	新	セイムス尾頭橋薬局
所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 2番14号	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ゴールデン調剤薬局東海通店
	新	みどり調剤薬局七番町 3丁目店
所 在 地	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	みどり調剤薬局
	新	みどり調剤薬局本店
所 在 地	名古屋市港区七番町 2丁目15番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	スカイ調剤薬局香南店
	新	キョーワ薬局香南店
所 在 地	名古屋市名東区香南一丁目 501番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	看護ステーションノーブル	
所 在 地	旧	名古屋市名東区社が丘一丁目 809番地
	新	名古屋市名東区社が丘一丁目 804番地
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 346号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
森本医院	名古屋市東区矢田五丁目 1番 8 号	平成29年 2月 4日
藤田保健衛生大学長寿包 括ケアクリニック	名古屋市昭和区滝川町31番地の 48の 1	平成29年 4月 1日
なかがわ在宅クリニック	名古屋市中川区尾頭橋四丁目 8 番11号	平成29年 4月 1日
わたなべ医院	名古屋市南区芝町41番地	平成29年 4月 1日

山田医院	名古屋市守山区西城二丁目 6番 21号	平成29年 4月 1日
おがたファミリークリ ニック	名古屋市守山区緑ヶ丘 107番地	平成29年 4月 1日
徳重整形外科クリニック	名古屋市緑区亀が洞一丁目1310 番地	平成29年 4月 1日
丸茂病院	名古屋市名東区本郷二丁目 124 番地の 1	平成29年 4月 1日
山本歯科医院	名古屋市千種区内山二丁目14番 4号	平成29年 1月 1日
あまさぎ歯科クリニック	名古屋市西区菊井一丁目 2番 4 号	平成29年 4月 1日
あさの歯科	名古屋市南区豊二丁目3409番地	平成29年 4月 1日
つぐみ歯科クリニック	名古屋市天白区平針二丁目1009 番地	平成29年 4月 1日
フラワー薬局東部医療セ ンター前店	名古屋市千種区高見一丁目 1番 11号	平成29年 3月31日
有限会社カメイ薬局	名古屋市西区城西四丁目 9番 8 号	平成29年 4月12日
エムハート薬局名駅中央 店	名古屋市中村区名駅二丁目45番 19号	平成29年 5月 1日
ハーズ名駅前調剤薬局	名古屋市中村区名駅南二丁目14 番19号	平成29年 4月 1日

こいで調剤薬局	名古屋市昭和区元宮町 5丁目14 番地の 3	平成29年 4月 1日
桜山調剤薬局	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 1 番地の 2	平成29年 4月 1日
スギ薬局牛巻店	名古屋市瑞穂区新開町16番38号	平成29年 3月 1日
こいで調剤薬局港店	名古屋市港区名四町 187番地の 2	平成29年 4月 1日
スギ薬局猪高店	名古屋市名東区八前三丁目 201 番地	平成29年 3月 1日
はるか薬局高針台	名古屋市名東区高針台二丁目 908番地	平成29年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 347号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医 療 機 関 コード		
愛知三の丸クリニック	名古屋市中区三の丸三丁目 2番 1号	平成29年 4月 1日
2310607276		
かとう歯科クリニック	名古屋市北区清水三丁目21番19号	平成29年 4月 1日
2330300928		
愛知三の丸クリニック	名古屋市中区三の丸三丁目 2番 1号	平成29年 4月 1日
2330617271		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医 療 機 関 コ ー ド		
大野皮膚科クリニック	名古屋市西区香呑町 6丁目67番地	平成29年 4月 1日
2310401225		
愛知三の丸病院	名古屋市中区三の丸三丁目 2番1号	平成29年 4月 1日
2310600941		
かとうせんとよレディスクリニック	名古屋市中区金山一丁目13番18号	平成29年 4月 1日
2310606781		
いしはら歯科クリニック	名古屋市中区千種区上野三丁目20番11号	平成29年 1月 1日
2330101698		
愛知三の丸病院	名古屋市中区三の丸三丁目 2番1号	平成29年 4月 1日
2330610946		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
中京眼科	名古屋市熱田区三本松町12番23号	平成29年 4月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 350号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
はり・きゅう想治療 院	名古屋市昭和区川名本町 3丁目11 番地	平成29年 4月26日
横田 雅和		
鍼灸マッサージ治療 院優	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6 号	平成29年 4月24日
大浦 進		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
あずまや接骨院	名古屋市熱田区花表町15番 5号	平成29年 4月 1日
東谷 篤憲		
SUNDAY接骨院	名古屋市名東区上社五丁目 308番 地	平成29年 4月15日
高室 洋臣		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 351号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
浄心の森鍼灸接骨院	名古屋市西区浄心一丁目 1番38号	平成29年 5月 1日
清水 博智		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 352号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成28年10月21日 28指令住開指第 123号	名古屋市天白区向が丘 一丁目 810番	神奈川県横浜市鶴見区鶴 見中央四丁目33番地 1号 ナイスホーム株式会社 代表取締役 勝間田清敏
平成28年 7月13日 28指令住開指第50号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 128	名古屋市千種区新西 2丁 目 5番18号 河合晴夫

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 353 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年 5 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目 226 番 2	平成29年 4 月 5 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第354号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目4番2	平成29年4月17日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第355号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目191番2	平成29年4月21日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 356号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

株式会社 J A名古屋ファーム 名古屋市港区大西一丁目40番地

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

整理番号	所 在 地	地 目	面 積
1	名古屋市中川区富永四丁目 275番	田	858.00平方メートル
2	名古屋市中川区富永四丁目 277番	田	1,471.00平方メートル
3	名古屋市中川区富永四丁目 281番	田	825.00平方メートル
4	名古屋市中川区富永四丁目 282番	田	502.00平方メートル
5	名古屋市中川区富永四丁目 283番	田	428.00平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

整理番号	氏 名	住 所
1	平野 清光	名古屋市港区西福田五丁目1807番地
2	平野 鈔	名古屋市港区福屋二丁目 106番地
3	佐藤 幸男	名古屋市港区西福田四丁目1014番
4	安井 克己	名古屋市港区西福田四丁目2102番
5	安井 幸子	名古屋市港区西福田一丁目 714番

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権

(2) 内容 水稻

(3) 存続期間 平成29年 5月30日から平成39年 5月29日まで

(4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円

(5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 357号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成29年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
伊 藤 俊 夫	名古屋市中川区富田町大字千音寺字間渡里2845番地
神 野 祐 一	名古屋市中川区富田町大字千音寺2348番地
恒 川 明 生	名古屋市中川区富田町大字千音寺2593番地
花 井 勝 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田3051番地の 2
久 田 勝 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地
水 野 富 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺字南屋敷2730番地
横 井 昭 信	名古屋市中川区富田町大字千音寺4021番地
横 井 五 郎	名古屋市中川区富田町大字千音寺3927番地
横 井 茂 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺2629番地
横 井 洋 一	名古屋市中川区富田町大字千音寺2436番地
横 江 憲 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺字市場下屋敷3875番地の 1
横 江 義 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺2774番地
吉 田 米 和	名古屋市中川区富田町大字千音寺4472番地
若 山 一 味	名古屋市中川区富田町大字千音寺2563番地
渡 邊 繁 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺3930番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 358号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成27年 5月28日 27指令住開指第41号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第15工区）

名古屋市港区津金一丁目 701番並びに港明二丁目 1番 5、 1番 6、 1番 7、
108番、 413番 2、 501番 1、 501番 2、 501番 3、 501番 4及び 501番
5並びに金川町 1番 2、 1番 3、 1番 4、 1番 5、 1番 6、 1番 7、 1番
8、 1番 9及び 101番並びに河口町 102番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

代表取締役 富成義郎

名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦不動産株式会社

代表取締役 佐合芳治

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 359号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

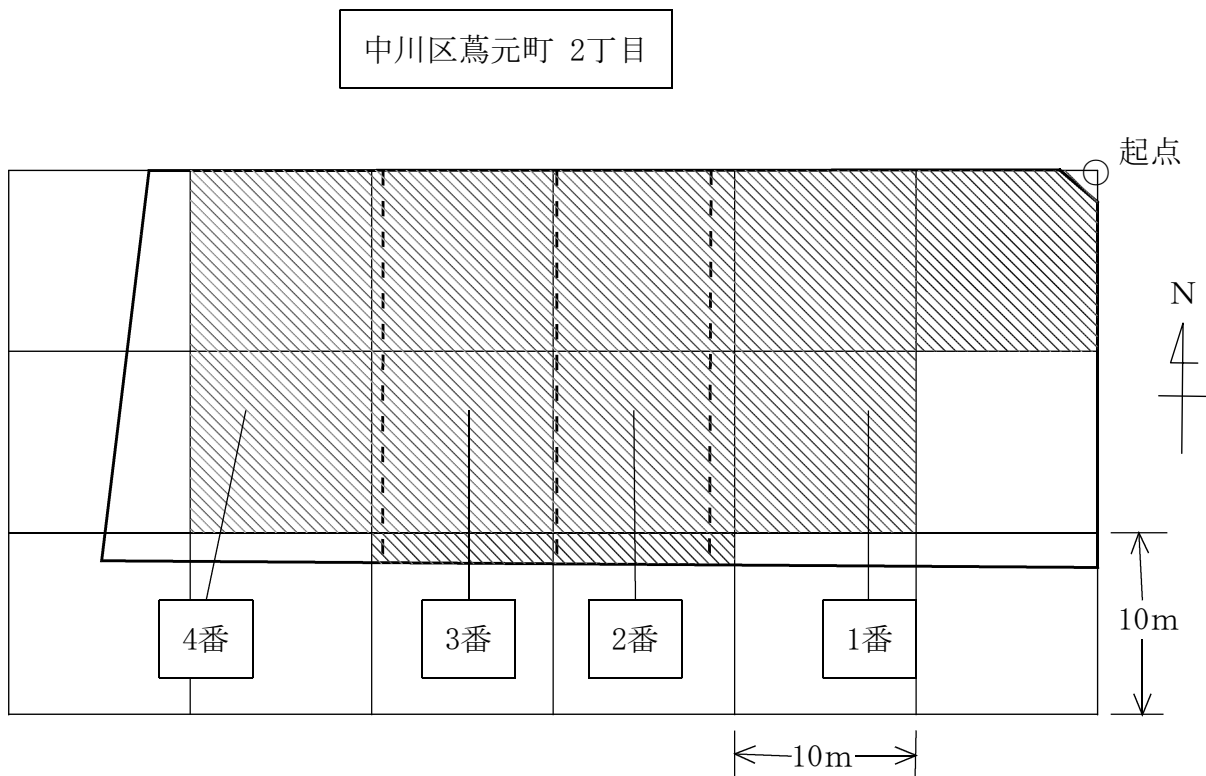
1 指定する区域

名古屋市中川区蔦元町 2丁目 1番の一部、 2番の全部、 3番の全部及び 4番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 360号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成29年名古屋市告示第 308号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 361号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

金田公園	北区金田町 2丁目	図面北78の区域	平成28年12月26日
------	-----------	----------	-------------

」

を

「

金田公園	北区金田町 2丁目	図面北78の区域	平成28年12月26日
山田北第二 なかよし公 園	北区山田北町 2丁目	図面北79の区域	平成29年 6月 1日

」

に、

「

南陽中央公 園	港区東茶屋三丁目	図面港90の区域	平成26年 9月 9日
------------	----------	----------	-------------

」

を

「

南陽中央公園	港区東茶屋三丁目	図面港90の区域	平成26年 9月 9日
港明公園	港区港明二丁目	図面港91の区域	平成29年 6月 1日
津金公園	港区津金一丁目	図面港92の区域	平成29年 6月 1日

」

に、

「

牛毛廻間公園	緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間	図面緑 238の区域	平成28年 2月 2日
--------	-----------------	------------	-------------

」

を

「

牛毛廻間公園	緑区桶狭間西	図面緑 238の区域	平成28年 2月 2日
--------	--------	------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成29年 6月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 362 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成29年 5 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成29年 6 月 1 日から平成29年 6 月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 363 号

町の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市中村区において、平成29年 6 月13日から、次のとおり町の名称を変更することとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成29年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

変 更 前	変 更 後
おう 黄 金 通	こ 黄 金 通

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

名古屋市告示第 364号

地域冷暖房施設の整備計画の届出について

名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱（平成 4年 9月29日計画局長決裁）第10条第 1項の規定により、みなとアクルスエネルギーセンターについての地域冷暖房施設の整備に関する計画の届出がありました。

この概要は同要綱第11条第 1項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 届出年月日

平成29年 3月27日

2 届出者の名称及び住所

名称 東邦ガス株式会社 取締役社長 富成義郎

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

3 地域冷暖房施設の名称及び位置

名称 みなとアクルスエネルギーセンター

位置 名古屋市港区港明二丁目 3番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 365号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市昭和区福江三丁目 901番 1の一部、 901番 2の一部、 902番 1の一部及び 903番 3の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

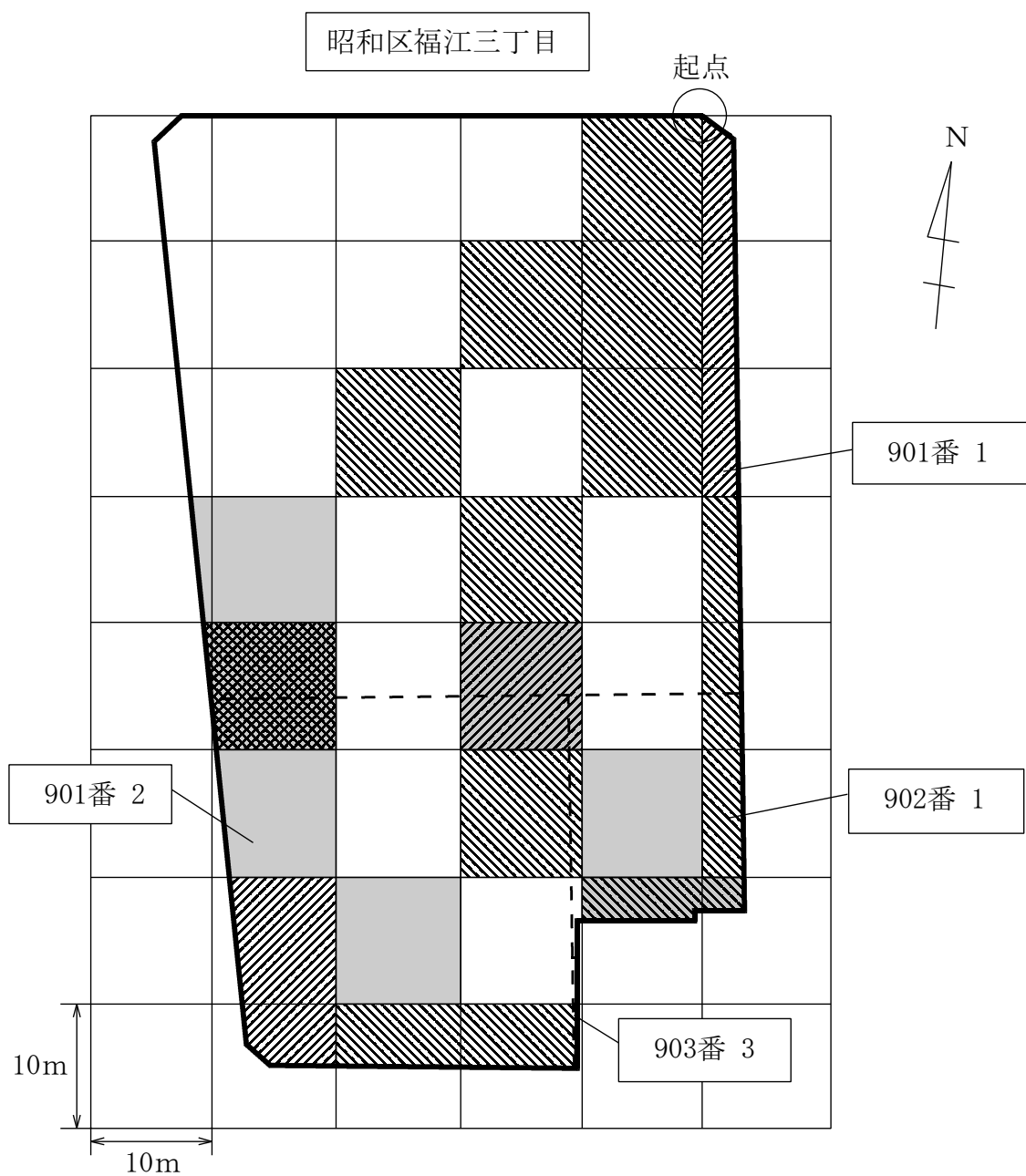
砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 - - - - : 筆の境界
- ▧ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- ▨ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
- ▩ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
- : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
- : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
- : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 366号

平成29年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則第17条及び附則第18条の規定により、平成29年度分国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率及び均等割額を次のとおり決定しました。

平成29年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0765
- (2) 均等割額 40,065円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0243
- (2) 均等割額 13,061円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0223
- (2) 均等割額 15,310円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 367号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

平成29年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 | 0.950 |
| 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 | 0.980 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 368 号

副市長の任命について

平成29年 6 月 1 日本市副市長に次の者を任命しました。

平成29年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

堀 場 和 夫
伊 東 恵 美 子

名古屋市総務局職員部人事課

名古屋市告示第369号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年6月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

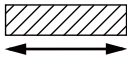
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	庄内矢田川左岸線	名古屋市北区山田北町1丁目88番の1地先から	前	0.394	6.62 ～ 6.75	第 1 図 第 附 図
	B		名古屋市北区山田北町2丁目82番の1地先まで	後	0.394 0.400	6.62 ～ 6.75 7.00 ～ 10.32	
	A	鳴海町第481号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪154番地先から	前	0.032	11.92 ～ 12.63	第 2 図 第 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番地先まで	後	0.032	6.00	
	B	鳴海町第526号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番地先から	前	0.039	9.30	
			名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番地先まで	後	0.039	7.10	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

第2 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
を廃止する部分

名古屋市告示第 370 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年 6 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人愛知県 体育協会	名古屋市中区新栄一丁 目49番10号	平成29年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市達第17号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任事務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（担任事務）

第 2 条 副市長は、次の区分により事務を担任する。

新開副市長

市 長 室

総 務 局

環 境 局

緑政土木局

上下水道局

交 通 局

堀場副市長

防災危機管理局

市民経済局

観光文化交流局

住宅都市局

消 防 局

伊東副市長

会 計 室

財 政 局

健康福祉局

子ども青少年局

病 院 局

教育委員会事務局

第 3 条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して、特定の事務を担当させることができる。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、市会提出案、予算の編成、職員の人事、行政組織その他重要な事務については、全ての副市長の共管とする。

（事故がある場合等の事務処理）

第 5 条 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、その担当事務は、必要に応じ市長の指定する副市長が処理する。

附 則

この達は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第17号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 6月 2日午前11時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 5月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

事務局人事に関する専決処分について

名古屋市図書館条例の一部改正について

平成29年度補正予算について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第18号

瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者の公募

名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第11条及び名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の3の規定により、瑞穂運動場及び瑞穂公園指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

(1) 施設名

瑞穂運動場及び瑞穂公園（一体管理とする。）

(2) 所在地（陸上競技場）

名古屋市瑞穂区山下通 5丁目 1番地

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること

イ 瑞穂運動場の使用の許可に関すること

ウ 瑞穂運動場の利用料金に関すること

エ 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

オ 公園の維持管理に関すること

カ 都市公園内許可事務の補助に関すること

キ 緊急時対応に関すること

ク 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

ケ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

- コ 指定管理者の引継ぎに関すること
- サ その他教育委員会が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
 - ア 基本の供用時間外の施設の供用に関すること
 - イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092939.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、郵送の場合は指定日必着。（書留郵便に限る。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第19号

体育館指定管理者の公募

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第12条の規定により、名古屋市枇杷島スポーツセンター指定管理者、名古屋市緑スポーツセンター指定管理者、名古屋市中村スポーツセンター指定管理者、名古屋市名東スポーツセンター指定管理者、名古屋市中スポーツセンター指定管理者及び名古屋市昭和スポーツセンター指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6 月 1 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

施設名	所在地
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市西区枇杷島一丁目 1番 2号
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市緑区相原郷一丁目2901番地
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市中村区中村町字待屋43番地の 1
名古屋市名東スポーツセンター	名古屋市名東区猪高町大字高針字勢子坊 307番地の12
名古屋市中スポーツセンター	名古屋市中区栄一丁目30番10号
名古屋市昭和スポーツセンター	名古屋市昭和区吹上二丁目 6番15号

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 一般の利用及び事業の実施に関すること
- イ 使用の許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する

こと

オ 緊急時対応に関すること

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ク 指定管理者の引継ぎに関すること

ケ その他教育委員会が定める業務

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

ア 基本の使用時間外の施設の供用に関すること

イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）

ウ 物販事業

エ 広告業務

オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092932.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必

要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、郵送の場合は指定日必着。（書留郵便に限る。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第20号

名古屋市志段味スポーツランド指定管理者の公募

名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）第11条の規定により、名古屋市志段味スポーツランド指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

(1) 施設名

名古屋市志段味スポーツランド

(2) 所在地

名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地の 1

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること

イ 使用の許可に関すること

ウ 施設の利用料金に関すること

エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

オ 緊急時対応に関すること

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ク 指定管理者の引継ぎに関すること

ケ その他教育委員会が定める業務

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- ア 基本の供用時間外の施設の供用に関すること
- イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
- ウ 物販事業
- エ 広告業務
- オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092941.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、

郵送の場合は指定日必着。（書留郵便に限る。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第21号

名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター指定管理者の公募

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）
第8条の規定により、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター指定管理者
を次のとおり募集します。

平成29年 6月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

(1) 施設名

名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター

(2) 所在地

名古屋市北区清水四丁目17番17号

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること

イ 使用の許可に関すること

ウ 施設の利用料金に関すること

エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

オ 緊急時対応に関すること

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ク 指定管理者の引継ぎに関すること

ケ その他教育委員会が定める業務

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- ア 基本の使用時間外の施設の供用に関すること
- イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
- ウ 物販事業
- エ 広告業務
- オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日までの 3年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092943.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、

郵送の場合は指定日必着。（書留郵便に限る。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市プール（温水プール）指定管理者の公募

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第12条の規定により、名古屋市鳴海プール指定管理者、名古屋市香流橋プール指定管理者、名古屋市南陽プール指定管理者、名古屋市山田西プール指定管理者及び名古屋市富田北プール指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

施設名	所在地
名古屋市鳴海プール	名古屋市緑区浦里一丁目66番地
名古屋市香流橋プール	名古屋市千種区香流橋一丁目 2番35号
名古屋市南陽プール	名古屋市港区藤前四丁目 701番地
名古屋市山田西プール	名古屋市西区長先町 173番地
名古屋市富田北プール	名古屋市中川区吉津四丁目3201番地

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 一般の利用及び事業の実施に関すること
- イ 使用の許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと
- オ 緊急時対応に関すること
- カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

- キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- ク 指定管理者の引継ぎに関すること
- ケ その他教育委員会が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
 - ア 基本の開場時間外の施設の供用に関すること
 - イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - ウ 物販事業
 - エ 広告業務
 - オ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 鳴海プール・香流橋プール・山田西プール・富田北プール
平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間
- (2) 南陽プール
平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日までの 3年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092940.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必

要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、郵送の場合は指定日必着。（書留郵便に限る。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市プール（屋外冷水プール）指定管理者の公募

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第12条の規定により、名古屋市中川プール指定管理者、名古屋市守山プール指定管理者及び名古屋市山田プール指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月 1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設の概要

施設名	所在地
名古屋市中川プール	名古屋市中川区北江町 3丁目 1番地
名古屋市守山プール	名古屋市守山区村合町 197番地
名古屋市山田プール	名古屋市西区五才美町 236番地の 1

2 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 一般の利用に関する事
- (2) 使用の許可に関する事
- (3) 使用料の徴収に関する事
- (4) 維持管理及び修繕（原形をばずる修繕及び模様替を除く。）に関する事
- (5) 開場期間外の管理に関する事
- (6) 緊急時対応に関する事
- (7) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関する事
- (8) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関する事
- (9) 指定管理者の引継ぎに関する事
- (10) その他教育委員会が定める業務

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000093191.htm>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3267 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送。

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

平成29年 7月 3日（月）から 7月 4日（火）まで

ウ 提出期間

平成29年 7月10日（月）から 7月11日（火）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。なお、郵送の場合は指定日必着。（書留郵便をお願いします。）

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時30分まで。（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市交通局告示第5号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、平成29年6月1日から次のように改正します。

平成29年5月31日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表ジェイアール東海バス株式会社の項の次に次のように加えます。

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1丁目4番5号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
---------------------------------------	---

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス道德橋店

名古屋市南区豊田五丁目1209番 6 ほか 1筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 1月 2日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,701平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

70台

(2) 駐輪場の収容台数

22台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成29年 5月 1日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

南区役所情報コーナー及び港区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月29日から同年 9月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 9月29日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオンみなとSC

名古屋市港区築盛町 132番 外29筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バローホールディングス	変更なし	変更なし

3 変更の日

平成27年10月 1日

4 変更した理由

持株会社体制移行に伴い名称を変更したため

5 届出の日

平成29年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月31日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー志段味店

名古屋市上志段味特定土地区画整理地内83街区

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バローホールディングス	変更なし	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 変更の日

平成27年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、持株会社体制移行に伴い名称を変更したため
- (2) 小売業者については、持株会社体制移行に伴い子会社へ事業承継したため

5 届出の日

平成29年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月31日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー新守山店

名古屋市守山区瀬古東二丁目1101番 外 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 270番地の 1	(株)バローホールディングス	変更なし	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 270番地の 1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 変更の日

(1) 設置者の名称及び小売業者については、平成27年10月 1日

(2) 設置者の住所については、平成18年 1月17日

4 変更した理由

- (1) 設置者の名称については、持株会社体制移行に伴い名称を変更したため
- (2) 設置者の住所については、住所変更のため
- (3) 小売業者については、持株会社体制移行に伴い子会社へ事業承継したため

5 届出の日

平成29年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月31日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー堀越店

名古屋市西区南堀越二丁目 405番 外 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バローホールディングス	変更なし	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 変更の日

平成27年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、持株会社体制移行に伴い名称を変更したため
- (2) 小売業者については、持株会社体制移行に伴い子会社へ事業承継したため

5 届出の日

平成29年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月31日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー港栄店

名古屋市港区港栄二丁目 814番 外 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バローホールディングス	変更なし	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1	(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 変更の日

平成27年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、持株会社体制移行に伴い名称を変更したため
- (2) 小売業者については、持株会社体制移行に伴い子会社へ事業承継したため

5 届出の日

平成29年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月31日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール熱田アネックス

名古屋市熱田区六野一丁目 208番 4

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)真城ホールディングス	代表取締役 真城 貴仁	名古屋市東区葵三丁目25番 5号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
イオンペット(株)	代表取締役 大島 学	千葉県市川市南八幡四丁目17番 8号
イオンバイク(株)	代表取締役 熊倉 淳	千葉市美浜区中瀬一丁目 4番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 1月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,255平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

113台

(2) 駐輪場の収容台数

83台

(3) 荷さばき施設の面積

50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

27.98立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンペット(株)	午前10時00分	午後 8時00分
イオンバイク(株)	午前10時00分	午後 8時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時30分から午後 8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成29年 5月11日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー、昭和区役所情報コーナー及び瑞穂区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月 2日から同年10月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課